

「令和6年度 北九州市放課後児童クラブに
おける長期休暇中の昼食提供支援業務委託」

プロポーザル 実施説明書

令和6年5月1日

北九州市子ども家庭局こども若者成育課

- 1 業務名
令和6年度 北九州市放課後児童クラブにおける長期休暇期間中の昼食提供支援業務委託
- 2 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日
- 3 業務内容
別紙「業務仕様書」のとおり
- 4 本事業予算額
3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- 5 提案参加資格
提案参加資格要件は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 企画提案した業務の実施が可能であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
 - (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (5) 北九州市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- 6 提案参加資格の喪失
提案参加者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当した場合は、参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。
 - (1) 前項に規定する参加資格の要件を満たすものではなくなった場合。
 - (2) 不正な利益を図る目的で審査委員会の委員等と接触したとき。
 - (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

7 スケジュール

内 容	時 期
公募開始	令和6年5月1日(水)
仕様説明会	令和6年5月9日(木)
質問期限	令和6年5月13日(月)午後5時まで
参加申込書提出期限	令和6年5月17日(金)午後5時まで
企画提案書提出期限	令和6年5月24日(金)午後5時まで
審査委員会開催	令和6年5月29日(水)

8 仕様説明会(出席は任意)

- (1) 日 時 令和6年5月9日(木) 10:00~11:00
- (2) 場 所 北九州市役所 15階 15C会議室
- (3) 出席連絡 出席希望者は、5月2日(木)~5月8日(水)の間に電子メールにより連絡すること。
- (4) 提出方法 電子メール(kod-seiiku@city.kitakyushu.lg.jp)
※件名は、「北九州市放課後児童クラブにおける長期休暇期間中の昼食提供支援業務委託に関する仕様説明会の参加について(会社名)」とすること。
※送信後に担当者(問合せ先)にその旨を電話連絡すること。

9 質問の受付・回答

- (1) 受付期間 令和6年5月2日(木)~5月13日(月)午後5時まで
- (2) 提出物 質問票(様式1)
- (3) 提出方法 電子メール(kod-seiiku@city.kitakyushu.lg.jp)
※件名は、「北九州市放課後児童クラブにおける長期休暇期間中の昼食提供支援業務委託に関する質問について(会社名)」とすること。
※送信後に担当者(問合せ先)にその旨を電話連絡すること。
- (4) 回答日 令和6年5月15日(水)(予定)

10 参加申込書の提出

- (1) 日 時 令和6年5月17日(金)午後5時まで

- (2) 提出物 参加申込書（様式2）
- (3) 提出方法 電子メール（kod-seiiku@city.kitakyushu.lg.jp）
※件名は、「北九州市放課後児童クラブにおける長期休暇期間中の昼食提供支援業務委託に関する参加申込書の提出について（会社名）」とすること。
※送信後に担当者（問合せ先）にその旨を電話連絡すること。
- (4) その他 期限内に参加申込書の提出のないものは提案への参加を認めない。なお、参加申込後、提案を取りやめる場合は辞退届（様式3）の提出を必要とする。

1.1 企画提案書の提出

- (1) 日 時 令和6年5月24日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 北九州市子ども家庭局こども若者成育課
住所：北九州市小倉北区域内1番1号（本庁舎11階）
令和6年5月24日（金）午後5時まで必着
※期限を過ぎた場合の受付は一切しない。
- (3) 提出方法 持参または郵送（期限内必着）
※郵送の場合は、封筒の表に朱書きで「企画提案書在中」と記載すること。
- (4) 提出部数 正本1部、副本10部
※提出書類については、提出後の修正、差し替え及び追加は認めない。
※提出書類は返却しない。

1.2 企画提案書等提出物

- (1) 提案書
①自社PR ②実績 ③実施体制 ④業務工程 ⑤業務に対する基本コンセプト及び概要 ⑥具体的提案
※提案書は、A4版縦、横書き、片面刷り、左綴りを基本とする。
- (2) 事業者概要書（様式4）
- (3) 提案見積書（任意様式）
事業費や人件費、分析調査費等を詳細に記載し、税抜きを記入し、提出すること。
※税込みの金額が本事業予算額の範囲内であること。
- (4) その他資料（提出は任意）

1.3 審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）

- (1) 日 時 令和6年5月29日（水）※詳細は別途通知
 (2) 場 所 北九州市役所 15階 15C会議室
 (3) 提案説明 1社あたりの説明時間は20分間とし、その後、10分間の質疑応答時間を設ける。

1.4 受託候補者の選定

あらかじめ定めた審査方法により、提出された提案書及び審査会の内容を厳正に審査し、最良の提案を行った者を受託候補者として決定する。結果は審査会に参加した提案者全員に文書で通知する。

(1) 審査項目・配点

	項目	視点	配点
実施体制等	経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> 事業を確実に実施できる経営基盤を有しているか。 公的事業の受託先として高い信頼性が認められるか。 	5点
	実績	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間の事業実績 	5点
	実施体制 業務工程	<ul style="list-style-type: none"> 全体の統括責任者、事業担当者などの事業実施体制、役割分担等、責任の所在が明確になっているか。 実施体制が適正であり、効率的なものであるか。 業務工程は効率的で効果的なものであるか。 	10点
	業務価格	<ul style="list-style-type: none"> 提示額が限度額以内となっているか。 提案内容に沿った額になっているか。 見積内容は適正であるか。 	5点
提案内容	本事業の 理解度	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の背景などを的確に理解し、説得力のある提案がなされているか。 	25点
	提案の 的確性	<ul style="list-style-type: none"> 必要な内容を網羅した事業計画を立案しているか。 事業の目標・計画が具体的に設定されているか。 本事業の対象者に的確に周知するための十分な広報計画があるか。 	25点
	提案の 実現性	<ul style="list-style-type: none"> 弁当事業者の開拓、コールセンターの設置等の必須事業内容は効率的で実現性のあるものか。 事業目的に沿った魅力的な提案内容で、実現可能性は十分であるか。 	25点
合計			100点

- (2) 審査する者
令和6年度 北九州市放課後児童クラブにおける長期休暇中の昼食提供
支援業務委託プロポーザル方式審査委員
- (3) 審査結果の通知
審査結果に基づき、審査会参加者全員に通知する。

1.5 契約

- (1) 市は審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則認めない。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについてはこの限りでない。
- (2) 協議が整った場合は、受託候補者は改めて見積書を提出すること。仕様書と見積書を精査のうえ、随意契約による契約の締結を行う。
- (3) 契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則（以下「契約規則」という。）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。
- (5) その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規定の定めに従い処理する。

1.6 その他

- (1) 採用・不採用に関わらず、本プロポーザルの企画提案に係る費用は、各事業者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類等は返却しない。
- (3) 本プロポーザル又は当該業務委託に関する情報公開請求があった場合は、北九州市情報公開条例（平成13年12月17日日条例第42号）の規定により提出書類の公開をすることがある。

1.7 問い合わせ先

北九州市子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課
住所：北九州市小倉北区内1番1号（北九州市役所 本庁舎11階）
担当：多田、坂巻
電話：093-582-2473 メール：kod-seiiku@city.kitakyushu.lg.jp